歯科施設基準届出 • 2024年6月診療報酬改定完全準拠

初再診料にかかる院内感染防止対策 歯科外来診療医療安全対策加算(外安全)

歯科外来診療感染対策加算(外感染)、在宅療養支援歯科診療所 小児口腔機能管理料の注3に規定する「口腔管理体制強化加算(口管強)」

歯科診療報酬施設基準の研修要件のすべてを網羅。<u>この研修会は、今年6月診療報酬改定後の</u> 新施設基準研修要件に完全準拠しています。

「歯科初診料」、今次改定で再編・名称変更された「歯科外来診療医療安全加算」・「歯科外来診療感染対策加算」、「在宅療養支援歯科診療所」、名称変更された「口腔管理体制強化加算」などの新たに加えられた研修内容も含んだ届出・届出後のための研修、医療法の医療安全管理に関しての職員・従業者研修も1日で修了できます。

3月31日時点で歯科外来診療環境体制加算1・2、かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所の施設基準の既届出医療機関も来年5月31日までに改めて新基準での届出が必要となりますので、この機会に是非受講ください。**研修の修了時には「修了証」をお渡しします**。

■日 時: 2024年5月19日(日)9:00~13:00

■場 所:高知会館 3F「平安の間」・Web 併用 高知市本町 5-6-42 TeL088-823-7123 (駐車場台数制限あり)

■講 師:野口 一馬先生(兵庫医科大学歯科口腔外科 教授)

■対象者:会員本人及び会員医療機関職員

■参加費:無料(未入会の方は入会手続の上、ご参加ください)

■会場定員:45名(定員になり次第締切) お申込み〆切 5月14日(火)



お問い合わせ 高知保険医協会 事務局 Tel 088-832-5231

Web 参加希望の方 右の参加申込書でお申し込みください。

https://us02web.zoom.us/webinar/register/WN_yNR_zH36S3qqyi7JBSXhCw 修了証の本人確認のため、1端末に付きご参加は1人に限らせていただきます。 高知保険医協会ホームページの「セミナー案内」からもお申込できます。検索 エンジンに「高知保険医協会」と打ち込むとすぐにホームページが表示されます。



会場参加希望の方 下の参加申込書でお申し込みください。

高知保険医協会 Fax 088-832-5229 (お申込〆切 5月14日)

医療機関名	参加者氏名	職種
電話番号	参加者氏名	職種
ファックス	参加者氏名	職種

お名前は「修了証」に記載しますので、正確にわかりやすくお書きください。

高知保険医協会作成

2024年6月改定による施設基準の廃止・新設により、2024年3月31日時点で歯科外来診療環境体制加算1・2、かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所の施設基準の既届出医療機関については、2025年5月31日まで該当する新設点数(外来環1⇒外安全1・外感染1、外来環2⇒外安全2・外感染3、か強診⇒口管強)を算定できる。なお25年6月1日以降も引き続き該当新設点数を算定するためには、25年5月末までに改めての届出が必要となる。

2024年6月改定新設点数	24年5月末まで	研修内容	有効期間
初・再診料の注1		職員を対象とした院内感染防止対策に係る標準予防策及び新興感染症に対する院 内研修等(注1)	規定なし
		歯科外来診療の院内感染防止対策及び新興感染症に対する対策	4年に1回以上受講
歯科外来診療医療安全対策 加算(外安全)1及び2 歯科外来診療感染対策加算 (外感染)2及び4(注2)	歯科外来診療環境体制加算(外来環)	偶発症に対する緊急時の対応 医療事故対策などの医療安全対策 感染経路別予防策(個人防護具の着脱法等を含む。)および新型インフルエンザ 等感染症等に対する対策・発生動向に関する研修を1年に1回以上受講	研修は届出日から3 年以内のものが有
在宅療養支援歯科診療所	在宅療養支援歯	高齢者の心身の特性(認知症に関する内容を含む)	効。
(歯援診)、 <u>在宅療養支援</u>	科診療所(歯援	口腔機能の管理	
<u>歯科病院(歯援病)</u>	診)	緊急時対応	
小児口腔機能管理料の注3 に規定する口腔管理体制強 化加算(口管強)	かかりつけ歯科 機能強化型歯科 診療所(か強 診)	医療連携加算2、退院前在宅療養指導管理料、在宅患者連携指導料または在宅患者緊急時カンファレンス料を算定した実績があること 夕 認知症対応力向上研修等、認知症に関する研修を受講していること ケ 過去1年間に福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、介護老人福祉施設または介護老人保健施設における定期的な歯科検診に協力していること。 コ 自治体が実施する歯科保健に係る事業(ケに該当するものを除く)に協力していること サ 学校歯科医等に就任していること シ 過去1年間に、特または特導の加算を算定した実績があること	いる場合は、不足する要件を補足する研修を受講することでも差し支えない。

- (注1) 院内研修の対象は、医療材料などの準備、器具の洗浄・滅菌に従事する職員(常勤、非常勤を問わない)。研修内容は標準予防策、環境整備、医療機器の洗浄・消毒・減菌、手指衛生、職業感染防止、感染性廃棄物の処理など。
- (注2) 歯科外来診療感染対策加算1は、研修要件に関して「歯科医師が複数名配置されていること、または歯科医師が1名以上配置されており、かつ、歯科衛生士<u>もしくは院内感染防止対策に係る研修を受けた者が1名以上配置</u>されていること」が求められる。
- (注3) 以下の内容をすべて含むものであること。①う蝕(エナメル質初期う蝕、根面う蝕を含む。)の重症化予防と継続管理、②歯周病の重症化呼ぼうと継続管理(歯周病安定期治療の考え方を含むものであること。)、③医科のいずれか1つ以上の内容を含む口腔機能管理、・口腔機能発達不全症 ・口腔機能低下症 ・全身的な疾患を有する患者の口腔機能管理等(ただし、④及び⑤の研修と同内容の研修は認められないこと。)、④高齢者・小児の心身の特性、⑤緊急時対応(厚生労働省保険局医療課事務連絡「疑義解釈資料の送付について(その1)」2024年3月28日付)

医療法	医療機関で全体に共通する安全管理に関する内容の職員研修(医療安全管理のための基本的考え方、具体的方策)	年2回程度	
	①医療被ばくの基本的考え方②放射線診療の正当化③放射線診療の防護の最適化④放射線障害が生じた場合の対応⑤放射線診療を受ける者への情報提供	年1回以上	
研修を修了した常勤の歯科医師を1人以上配置			
研修を修了した歯科医師を1人以上配置			

職員を対象とした院内研修を実施

エックス線撮影等を行う歯科医師等